

災害時における物資の供給等に関する協定書

向日市（以下「甲」という）とロイヤルホームセンター株式会社（以下「乙」という）は災害時における物資の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、向日市内で地震、風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、甲が被災者等への物資供給や避難所における生活環境の整備等を円滑に行うため、乙との協力について必要な事項を定めるものとする。

（要請の範囲）

第2条 甲が乙に対して協力を要請することができる内容は次のとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる乙のロイヤルホームセンター物集女及びロイヤルプロ向日が取り扱う物資の供給
- (2) 別表2に掲げる乙が管理・所有する施設の駐車場の使用
- (3) その他災害時の応急対策に関し、甲乙が協議し定める事項

（協力要請及び手続）

第3条 甲は災害時に、物資等を確保する必要があると認めたときは、乙に対し、前条に定める協力を要請することができるものとする。

- 2 前項の要請は文書にて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 3 乙は、第1項の要請を受けたときには可能な範囲で応じるものとする。なお、当該の要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった協力の対応見込みについて、甲に通知するものとする。

（物資の引渡し）

第4条 乙は第2条第1項第1号の規定により甲が提供を受ける物資について、前条第2項により甲が指定した場所に物資を運搬し、甲の職員に引き渡すものとする。

- 2 甲は、乙が物資の運搬に使用する車両が優先車両として通行できるよう配慮するものとする。
- 3 乙は、甲が指定した場所に運搬することが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、甲と協議し引き渡し方法を決定する。
- 4 乙は、物資の引き渡し後、速やかに文書にて甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙の協力にかかる費用は、甲が負担するものとし、内容は次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号の規定により甲が提供を受ける物資に係る対価は、災害発生の直前における価格を基準として、甲と乙が協議の上、算定するものとし、物資引き渡しまでの運搬にかかる費用その他

の経費を含むものとする。

(2) 第2条第2号の規定による施設駐車場の利用に係る対価は、無償とする。

(3) 第2条第3号の規定による応急対策に係る対価は、甲乙が別途協議し定める。

2 甲は、第1項及び第3項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に乙に對し、経費を支払わなければならない。ただし、経費の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（平時からの協力）

第6条 乙は、甲が実施する防災訓練等へ業務に支障をきたさない範囲で参加するなど、平時から協力体制を構築するものとする。

（期間及び改廃）

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が、この協定を改正し、または廃止しようとするときは、その3か月前までに相手方に文書をもって通知しなければならない。

2 協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各1通を保有する。

令和6年11月8日

甲 京都府向日市寺戸町中野20番地

向日市長

乙 大阪府大阪市西区阿波座一丁目5番16号

ロイヤルホームセンター株式会社

代表取締役社長